

組合 Q & A

持分の譲渡について (1)

Q II 中協法第17条第1項によれば、組合員は、その持分の譲渡について組合の承諾を得なければならないこととなっているが、組合は、その承諾を総会で決定しなればならないか、あるいは理事会で良いか。また、同条第2項においては、持分の譲受人が組合員でないときは加入の例によらなければならないこととなっているが、加入の例による場合は、どの範囲を意味するのか。

【A】持分譲渡の承諾は、業務の執行に属すると考えられるので、加入の承諾の場合と同様（事業協同組合定款参考例第9条第2項）理事会で決定すれば足りるものと解する。

「加入の例による」とは、加入の場合に準じて取り扱うということであるから、譲受人は組合員たる資格を有する者であつて、かつ、その持分を譲り受けると同時に組合に加入する意思を有していなければならないことになる。また、組合の側においては、その譲渡の

承諾に当たっては、正当な理由がなければこれを拒否し、または承諾に際して不当に困難な条件を付してはならない。

法定脱退した組合員の持分譲受加入の是非

Q II 組合員 A は、○年12月2日組合員資格喪失により法定脱退したが、その未払持分を譲り受けることにより B の加入を、翌年の3月15日の理事会で承諾した。この様な資格喪失者の未払持分で譲受加入できるか。

【A】脱退した組合員の持分は、脱退と同時に持分の持つ身分権的なものが喪失しており、持分払戻請求権という債権が残っているだけである。

したがって、既に法定脱退した者の組合員としての権利義務を承継することとなる譲受加入ということはあるが得ず、当該譲受人の加入は新規加入の手続きによらなければならない。

脱退予告者の権利について

Q II (1) 自由脱退予告者は、持分が計算される期末までの期間は組合員であり、持分権があると解

釈してよろしいか。

(2) 1の組合員は、その持分を確定する決算総会（通常総会、通常5月に開催される）に出席して、組合員権を行使することはできないと解釈してよろしいか。

(3) 脱退予告者が総代である場合、期末までの期間に総代の任期満了による改選があつたときは、その組合員は総代の選挙権並びに被選挙権があるか否か。

【A】(1) 組合員は、中協法第18条の規定により、脱退することができるが、この場合、予告を必要とし、かつ、脱退の効果は事業年度末でなければ発生しない。したがって、組合員は予告後も年度末に至るまでの間は依然として組合員たる地位を失うものではなく、それまでの間は、組合員として一切の権利を有し、かつ義務を負うものである。

(2) 脱退の効果は、事業年度末において発生し、それ以後は、組合員たる地位を失うものであるから、組合員として事業年度終了後の総会に出席することはできない。

(3) 脱退届を提出している組合員が総代であつても、事業年度末に至るまでは組合員たる地位を失う

ものではないから、総代の選挙及び被選挙権を有する。

中小企業組合質疑応答集（全国中小企業団体中央会編）より転載

組合士検定にチャレンジ!!

Q. 基準及び原則に関する正誤問題です。

【第1問】自由脱退は、一般に90日前までに予告して事業年度末に脱退が成立する。

【第2問】法定脱退した組合員の脱退時点は、脱退事実の発生の事業年度末である。

【第3問】脱退は、組合員の意思による自由脱退と、組合員資格の喪失等、組合員の意思に関係しない法定脱退に分けられる。

《解答》【第1問】○ 【第2問】×
 (法定脱退は、その事実が発生した時点で脱退が成立し、組合員としての地位はなくなる。自由脱退のように年度末脱退ということはない。なお、持分の払戻については、持分が年度末の組合財産によって算定されるので、その後になる。) 【第3問】○